



# 宮 崎 県 公 報

令和 2 年 3 月 26 日 (木曜日) 第 92 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

<b>規 則</b>	頁	
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1		○基本測量の実施の通知…………… (管理課) 19
○県立高等水産研修所規則の一部を改正する規則 (漁村振興課) 3		○都市計画の変更図書の写しの縦覧 (2件) …… (都市計画課) 19
<b>告 示</b>		<b>企業局企業管理規程</b>
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 6		○企業局組織規程等の一部を改正する企業管理規程……………20
○救急病院の認定…………… (医療業務課) 6		<b>病院局企業管理規程</b>
○保安林の指定解除の予定の通知…………… (自然環境課) 6		○県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程……………22
○宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示…………… (管理課) 6		<b>選挙管理委員会告示</b>
<b>公 告</b>		○宮崎海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………23
○地図及び簿冊の認証 (16件) …… (農村計画課) 17		<b>正 誤</b>
○土地改良区の解散…………… (農村整備課) 19		○平成31年4月11日付け県公報 (第3088号) 中……………23
○土地改良区連合の定款変更の認可…………… ( “ ” ) 19		○令和2年3月9日付け県公報 (第87号) 中……………23

## 規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第22号

#### 宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第3号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(徴収金の納付又は納入)</p> <p>第7条 納税者又は特別徴収義務者は、徴収金を納付し、又は納入しようとするときは、<u>納税通知書 (自動車税種別割用 (口座振替用を除く。)) に限る。</u>、納付書又は納入書によって指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 158条の2第1項の規定により収納の事務の委託を受けた者又は県税・総務事務所の出納員に納付し、又は納入しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(出納員の徴収金等の収納)</p> <p>第8条 出納員又は金銭分任出納員は、徴収金を収納する場合には、領収証書 (別記様式第11号) によって領収しなければならない。ただし、前条の規定による納付又は納入があった場合においては、当該納税通知書、納付書又は納入書に出納員領収済印 (別記様式第12号) 及び取扱者印を押印して領収することができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(徴収金の納付又は納入)</p> <p>第7条 納税者又は特別徴収義務者は、徴収金を納付し、又は納入しようとするときは、納付書又は納入書によって指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 158条の2第1項の規定により収納の事務の委託を受けた者又は県税・総務事務所の出納員に納付し、又は納入しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(出納員の徴収金等の収納)</p> <p>第8条 出納員又は金銭分任出納員は、徴収金を収納する場合には、領収証書 (別記様式第11号) によって領収しなければならない。ただし、前条の規定による納付又は納入があった場合においては、当該納付書又は納入書に出納員領収済印 (別記様式第12号) 及び取扱者印を押印して領収することができる。</p> <p>2 [略]</p>

別記様式第5号 (その3) を削り、別記様式第5号 (その3の2) を別記様式第5号 (その3) とし、別記様式第5号 (その3の3) を別記様式第5号 (その3の2) とする。

別記様式第 186号を次のように改める。

様式第186号 (第75条関係)

付 免 税 軽 油 使 用 者 証 返 納 書  
免 税 軽 油 使 用 者 証

受 印  県税・総務事務所長 殿  年 月 日	免 税 軽 油 使 用 者	住 (居) 所 (所在地)		
		氏 名 (名 称)	(印)	
		業 種		
		免税軽油使用者証 の番号	宮崎県 第 号	
宮崎県税条例施行規則第75条第3項の規定により、下記のとおり返納します。				
返納する免税軽油使用者証の番号及び枚数		宮崎県 第 号	枚	
返 納 す る 免 税 証 の 明 細	種 類	枚 数	免税証の記号番号	免税証の数量
	リットル券	枚	~	リットル
			~	
			~	
			~	
			~	
	合計	枚		リットル
返 納 の 理 由	<input type="checkbox"/> 免税軽油使用者証更新のため <input type="checkbox"/> 免税軽油使用者をやめる <input type="checkbox"/> 免税証有効期間切れのため <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	(免税証の返納理由)			

※ 県税・総務事務所使用欄

決 裁	課 長	担当リーダー	課 員	担当者
	裁断年月日			

備考

- 1 この様式は、免税軽油使用者証又は免税証を返納する場合に用いること。
- 2 「返納の理由」欄については、該当する項目にチェックを入れ、特に免税証の返納数量が多い場合は、詳細に理由を記入すること。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

---

県立高等水産研修所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県規則第23号

## 県立高等水産研修所規則の一部を改正する規則

県立高等水産研修所規則（平成 9 年宮崎県規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 8 号及び別記様式第 9 号を次のように改める。





附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の県立高等水産研修所規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 227号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
サン薬局久保原店	都城市久保原町2060-9	令和2年3月1日
サン調剤薬局蔵原店	都城市蔵原町10街区22-1号	令和2年3月1日

宮崎県告示第 228号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

令和2年3月26日

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示をここに公表する。

令和2年3月26日

宮崎県告示第 230号

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示

宮崎県工事請負契約約款（平成8年宮崎県告示第 515号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(総則)	(総則)
第1条 [略]	第1条 [略]
2～5 [略]	2～5 [略]
6 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。	6 この約款に定める <u>催告</u> 、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
7～13 [略]	7～13 [略]
(契約の保証)	(契約の保証)
第4条 [略]	第4条 [略]
2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負金額の10分の1以上としなければならない。	2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負金額の10分の1以上としなければならない。
	3 <u>受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第53条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</u>
3・4 [略]	4・5 [略]

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎生協病院	宮崎市大島町天神前1171番地

2 救急病院等の認定の有効期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

宮崎県告示第 229号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和2年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 解除予定保安林の所在場所 日南市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県知事 河野俊嗣

<p>(監督員)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。</p> <p>6 [略]</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [ ] 主任技術者(建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)<u>又は[ ] 監理技術者(同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。</p> <p>(工事関係者に関する措置請求)</p> <p>第12条 発注者は、現場代理人がその職務(主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した上で、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 発注者又は監督員は、主任技術者又は監理技術者、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した上で、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した上で、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>5 [略]</p> <p>(支給材料及び貸与品)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に不適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。</p> <p>5～11 [略]</p> <p>(発注者の請求による工期の短縮等)</p> <p>第22条 [略]</p> <p><u>2 発注者は、この約款の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要</u></p>	<p>(監督員)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める<u>催告、請求</u>、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。</p> <p>6 [略]</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [ ] 主任技術者(建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)、<u>[ ] 監理技術者(同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)</u>又は<u>監理技術者補佐(同条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 現場代理人、<u>監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)</u>及び専門技術者は、これを兼ねることができる。</p> <p>(工事関係者に関する措置請求)</p> <p>第12条 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 発注者又は監督員は、<u>監理技術者等</u>、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>5 [略]</p> <p>(支給材料及び貸与品)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限り。)などがあり使用に不適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。</p> <p>5～11 [略]</p> <p>(発注者の請求による工期の短縮等)</p> <p>第22条 [略]</p>
--	---

とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 [略]

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者<sup>レ</sup>がその費用を負担する。ただし、その損害(第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者<sup>レ</sup>がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2・3 [略]

(不可抗力による損害)

第29条 [略]

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3～6 [略]

(前金払)

第34条 [略]

2～4 [略]

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条まで、第40条、第41条及び第49条において同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

6・7 [略]

8 発注者は、受注者が第6項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.7パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 [略]

(著しく短い工期の禁止)

第23条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者<sup>レ</sup>がその費用を負担する。ただし、その損害(第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者<sup>レ</sup>がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2・3 [略]

(不可抗力による損害)

第29条 [略]

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3～6 [略]

(前金払及び中間前金払)

第34条 [略]

2～4 [略]

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条まで、第40条、第41条及び第52条において同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

6・7 [略]

8 発注者は、受注者が第6項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間につ

(瑕疵担保)

第44条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年以内（木造の建物等の建築工事及び設備工事等の場合は、1年以内）に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失し、又はき損したときは、第2項に規定する期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項に規定する権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第45条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とす

ても、365日当たりの割合とする。以下「財務大臣決定割合」という。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(契約不適合責任)

第44条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第47条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

る。)で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) [略]
- (2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) [略]
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第48条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が、暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められるとき。
  - エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ク 受注者が、アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(キに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(談合その他不正行為による発注者の解除権)

第46条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の

(発注者の催告による解除権)

第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) [略]
- (2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (3) [略]
- (4) 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。))。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第46条の3 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合 破産法(平成16年法律第75号)第74条第1項の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合 会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合 民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第2号に規定する再生債務者等

3 第1項各号のいずれかに該当する場合(第46条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行わ

れているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

（その他の理由による発注者の解除権）

第47条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第46条又は第46条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

（発注者の催告によらない解除権）

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう、以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第49条又は第50条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が、暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められるとき。
  - エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当た

り、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを  
知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク 受注者が、アからカまでのいずれかに該当する者を下請契  
約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方として  
いた場合(キに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者  
に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつ  
たとき。

(11) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の  
確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」  
という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者で  
ある事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したこ  
とにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条  
の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含  
む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」と  
いう。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該  
納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された  
場合を含む。以下この条において同じ。)

(12) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定  
に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構  
成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対  
して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものを  
いい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対  
する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号に  
おいて同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条  
又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活  
動があったとされたとき。

(13) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者  
等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為  
があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取  
引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これ  
らの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し  
納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令におけ  
る課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除  
く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり  
、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(14) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は  
使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若  
しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第  
1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受  
注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第48条 第46条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰  
すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定に  
よる契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第49条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期  
間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは  
、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過し  
た時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照  
らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第50条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに

(受注者の解除権)

第48条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契

約を解除することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第49条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 [略]

3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条若しくは第46条の2の規定によるとき又は解除が第46条の3第2項各号に該当するときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 2.7パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 [略]

この契約を解除することができる。

(1)・(2) [略]

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第51条 第49条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第52条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 [略]

3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条若しくは第47条の規定によるとき又は解除が次条第3項に該当するときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣決定割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第45条、第49条又は第50条の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 [略]

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条若しくは第46条の2の規定によるとき又は解除が第46条の3第2項各号に該当するときは発注者が定め、前2条の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条若しくは第47条の規定によるとき又は解除が次条第3項に該当するときは発注者が定め、第45条、第49条又は第50条の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第53条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 工期内に工事を完成することができないとき。

(2) この工事目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第46条又は第47条の規定により工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第46条又は第47条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合 破産法(平成16年法律第75号)第74条第1項の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合 会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合 民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第2号に規定する再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣決定割合で計算した額とする。

6 第2項の場合(第47条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による損害賠償の予約)

(談合その他不正行為による損害賠償の予約)

第49条の2 受注者は、第46条の2各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する金額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。

2・3 [略]

第54条 受注者は、第47条第11号から第14号までのいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する金額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。

2・3 [略]

(受注者の損害賠償請求等)

第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第49条又は第50条の規定により契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないうち又は債務の履行が不能であるとき。

2 第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣決定割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第56条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過するまでに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合期間のうち請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合期間については適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

第50条 [略]

(賠償金等の徴収)

第51条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年 2.7パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下この条において同じ。）で計算した利息を付した額と発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 2.7パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第52条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者又は監理技術者、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項に規定する期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

第53条～第55条 [略]

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第10条並びに第12条第1項（「主任技術者若しくは監理技術者」を「監理技術者等」に改める部分に限る。）及び第2項（「主任技術者又は監理技術者」を「監理技術者等」に改める部分に限る。）の改正規定並びに第23条の次に1条を加える改正規定並びに第59条第2項の改正規定は、令和2年10月1日から施行する。

公 告

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和2年3月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
椎葉村
- 2 地籍調査を行った期間  
平成22年6月1日から平成24年3月26日
- 3 地籍調査を行った地域  
椎葉村大字下福良の一部
- 4 認証年月日  
令和2年3月10日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和2年3月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は、当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第57条 [略]

(賠償金等の徴収)

第58条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで、財務大臣決定割合で計算した利息を付した額と発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき財務大臣決定割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第59条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項に規定する期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

第60条～第62条 [略]

- 1 地籍調査を行った者の名称  
南那珂森林組合
- 2 地籍調査を行った期間  
平成27年4月1日から平成31年3月19日
- 3 地籍調査を行った地域  
串間市大字市木の一部
- 4 認証年月日  
令和2年3月10日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和2年3月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
西米良村
- 2 地籍調査を行った期間  
平成28年6月1日から平成31年3月19日
- 3 地籍調査を行った地域  
西米良村大字板谷の一部
- 4 認証年月日

令和 2 年 3 月 10 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 2 年 3 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
椎葉村
- 2 地籍調査を行った期間  
平成28年 6 月 1 日から平成30年 3 月 16日
- 3 地籍調査を行った地域  
椎葉村大字下福良及び不土野の一部
- 4 認証年月日  
令和 2 年 3 月 10日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 2 年 3 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
西都市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成28年 7 月 1 日から平成31年 3 月 1 日
- 3 地籍調査を行った地域  
西都市大字鹿野田の一部
- 4 認証年月日  
令和 2 年 3 月 10日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 2 年 3 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
都城市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成28年 8 月 1 日から平成30年 3 月 9 日
- 3 地籍調査を行った地域  
都城市吉之元町の一部
- 4 認証年月日  
令和 2 年 3 月 10日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 2 年 3 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
都城市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成28年 8 月 1 日から平成31年 1 月 7 日
- 3 地籍調査を行った地域  
都城市吉之元町の一部
- 4 認証年月日  
令和 2 年 3 月 10日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 2 年 3 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
日向市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成29年 2 月 1 日から平成31年 3 月 8 日
- 3 地籍調査を行った地域  
日向市東郷町山陰庚地番の一部
- 4 認証年月日  
令和 2 年 3 月 10日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 2 年 3 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成29年 6 月 1 日から平成31年 1 月 30日
- 3 地籍調査を行った地域  
延岡市北浦町三川内の一部
- 4 認証年月日  
令和 2 年 3 月 10日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 2 年 3 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
椎葉村
- 2 地籍調査を行った期間  
平成29年 6 月 1 日から平成31年 2 月 12日
- 3 地籍調査を行った地域  
椎葉村大字不土野の一部
- 4 認証年月日  
令和 2 年 3 月 10日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 2 年 3 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
五ヶ瀬町
- 2 地籍調査を行った期間  
平成29年 6 月 1 日から平成30年 12 月 4 日
- 3 地籍調査を行った地域  
五ヶ瀬町大字鞍岡の一部
- 4 認証年月日  
令和 2 年 3 月 10日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 2 年 3 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 地籍調査を行った者の名称

延岡市

## 2 地籍調査を行った期間

平成29年7月1日から平成31年1月30日

## 3 地籍調査を行った地域

延岡市北川町川内名の一部

## 4 認証年月日

令和 2 年 3 月 10 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により

、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 2 年 3 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 地籍調査を行った者の名称

延岡市

## 2 地籍調査を行った期間

平成29年7月1日から平成31年2月28日

## 3 地籍調査を行った地域

延岡市北方町地番区域未の一部

## 4 認証年月日

令和 2 年 3 月 10 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により

、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 2 年 3 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 地籍調査を行った者の名称

日向市

## 2 地籍調査を行った期間

平成29年7月1日から平成31年3月8日

## 3 地籍調査を行った地域

日向市美々津町の一部

## 4 認証年月日

令和 2 年 3 月 10 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により

、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 2 年 3 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 地籍調査を行った者の名称

西米良村

## 2 地籍調査を行った期間

平成29年7月1日から平成31年3月19日

## 3 地籍調査を行った地域

西米良村大字板谷の一部

## 4 認証年月日

令和 2 年 3 月 10 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により

、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 2 年 3 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 地籍調査を行った者の名称

高千穂町

## 2 地籍調査を行った期間

平成30年6月1日から令和元年12月9日

## 3 地籍調査を行った地域

高千穂町大字向山の一部

## 4 認証年月日

令和 2 年 3 月 10 日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第67条第 1 項第 1 号の規定により、山中土地改良区（小林市）が解散した。

令和 2 年 3 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第84条において準用する同法第30条第 2 項の規定により、尾鈴土地改良区連合（川南町）から令和 2 年 2 月 20 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 3 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和 2 年 3 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 作業の種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

基本測量（国土広域情報修正）

## 2 作業地域

宮崎県全域

## 3 作業期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 都市計画を定める者の名称

宮崎市

## 2 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画下水道

宮崎公共下水道

排水区域（清武町加納地区）

## 3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 都市計画を定める者の名称

宮崎市  
2 都市計画の種類及び名称  
宮崎広域都市計画公園  
2・2・167号 東部5号街区公園

2・2・168号 東部6号街区公園  
3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県宮崎土木事務所

企業局企業管理規程

企業局組織規程等の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和2年3月26日

宮崎県企業局長 図 師 雄 一

宮崎県企業局企業管理規程第4号

企業局組織規程等の一部を改正する企業管理規程

(企業局組織規程の一部改正)

第1条 企業局組織規程(平成11年宮崎県企業局企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 本庁</p> <p>第1節 内部組織(第3条)</p> <p>第2節 [略]</p> <p>第3章~第5章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(課の設置)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>第2節 分掌事務</p> <p>(総務課の分掌事務)</p> <p>第4条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(26) [略]</p> <p>(27) 土地、建物等の取得、管理及び処分(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。</p> <p>(28) 土地、建物等の借入(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。</p> <p>(29)~(33) [略]</p> <p>(副局長等)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2~4 [略]</p> <p>5~7 [略]</p> <p>(技監等)</p> <p>第21条 前条に規定する職のほか、本庁に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	職	職務	[略]		<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 本庁</p> <p>第1節 内部組織(第3条・第3条の2)</p> <p>第2節 [略]</p> <p>第3章~第5章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(課の設置)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(課内室の設置)</p> <p>第3条の2 次表の左欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1"> <tr> <th>課</th> <th>課内室</th> </tr> <tr> <td>総務課</td> <td>経営企画室</td> </tr> </table> <p>第2節 分掌事務</p> <p>(総務課の分掌事務)</p> <p>第4条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(26) [略]</p> <p>(27) 土地の取得、借入、管理及び処分(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。</p> <p>(28) 建物等の取得、借入、管理及び処分(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。</p> <p>(29)~(33) [略]</p> <p>2 経営企画室においては、前項第17号から第21号までに掲げる事務、第25号に掲げる事務、第27号に掲げる事務、第29号に掲げる事務及び第31号に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(副局長等)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2~4 [略]</p> <p>5 課内室に室長を置く。</p> <p>6 室長は、上司の命を受けて、室の事務を掌理する。</p> <p>7~9 [略]</p> <p>(技監等)</p> <p>第21条 前条に規定する職のほか、本庁に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	課	課内室	総務課	経営企画室	職	職務	[略]	
職	職務												
[略]													
課	課内室												
総務課	経営企画室												
職	職務												
[略]													

参事	[略]	参事	[略]
経営企画監	上司の命を受けて、局の特定の事務を掌理する。		
[略]		[略]	
(技術員)		(会計年度任用職員)	
第23条 本庁に技術員を置く。		第23条 本庁に会計年度任用職員を置く。	
2 技術員は、上司の命を受けて、技能又は労務に従事する。		2 会計年度任用職員は、上司の命を受けて、事務又は技術に従事する。	
(技術員)		(会計年度任用職員)	
第27条 出先機関に、第23条第1項に規定する職を置き、その職務は、同条第2項に規定するとおりとする。		第27条 出先機関に、第23条第1項に規定する職を置き、その職務は、同条第2項に規定するとおりとする。	

(企業局事務決裁規程の一部改正)

第2条 企業局事務決裁規程(平成3年宮崎県企業局企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(定義)		(定義)	
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
(1)~(5) [略]		(1)~(5) [略]	
(6) 課長補佐 組織規程第20条第5項に規定する課長補佐をいう。		<u>(6) 室長 組織規程第20条第5項に規定する室長をいう。</u>	
(7)・(8) [略]		<u>(7) 課長補佐 組織規程第20条第7項に規定する課長補佐をいう。</u>	
(管理者決裁事項及び副局長等の専決事項)		(管理者決裁事項及び副局長等の専決事項)	
第3条 [略]		第3条 [略]	
2 [略]		2 [略]	
		3 本庁の室長は、別表第1(職員の服務等に関する事務の項)については、事項の欄(11)に限る。)に掲げる課長の専決することができる事項について専決することができる。	
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)	
事務	事項	管理者	専決区分
			本庁 出先機関
			副局長 課長 課長補佐 担当リーダー 所長 副所長
[略]			
3	(1)~(13) [略]		
職員の服務等に関する事務	(14) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第2項に規定する職員の臨時的任用に関すること。		○(総務課長)
	(15)~(17) [略]		
[略]			
3	(1)~(13) [略]		
職員の服務等に関する事務	(14) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第1項に規定する職員の臨時的任用及び非常勤職員の任用の承認に関すること。		○(総務課長)
	(15)~(17) [略]		
[略]			

別表第 2 (第 8 条関係)

専決者	第一代決者	第二代決者
副局長	主務課長	
課長	課長補佐 (課長補佐を 2 人以上置く課にあっては、当該課の課長補佐が担当する事務に限る。)	
所長	副所長	所長があらかじめ指定した担当リーダー

別表第 2 (第 8 条関係)

専決者	第一代決者	第二代決者
副局長	主務課長	
課長	課長補佐 (課長補佐を 2 人以上置く課にあっては、当該課長補佐が担当する事務に限る。 ) (課内室に係る事務にあっては室長)	
所長	副所長	所長があらかじめ指定した担当リーダー

(企業局文書公印規程の一部改正)

第 3 条 企業局文書公印規程 (平成 3 年宮崎県企業局企業管理規程第 4 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(文書取扱主任及び文書取扱担当者) 第 3 条 文書事務を適正かつ迅速に行わせるため、課 (企業局組織規程 (平成 11 年宮崎県企業局企業管理規程第 3 号) 第 3 条に規定する課をいう。以下同じ。) 及び事務所 (企業局組織規程第 11 条に規定する北部管理事務所及び同規程第 19 条の規定により設置される建設事務所をいう。以下同じ。) に文書取扱主任及び文書取扱担当者を置く。	(文書取扱主任及び文書取扱担当者) 第 3 条 文書事務を適正かつ迅速に行わせるため、課 (企業局組織規程 (平成 11 年宮崎県企業局企業管理規程第 3 号) 第 3 条に規定する課及び企業局組織規程第 3 条の 2 に規定する課内室をいう。以下同じ。) 及び事務所 (企業局組織規程第 11 条に規定する北部管理事務所及び同規程第 19 条の規定により設置される建設事務所をいう。以下同じ。) に文書取扱主任及び文書取扱担当者を置く。

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第 4 条 企業職員の給与に関する規程 (昭和 35 年宮崎県企業局企業管理規程第 10 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																										
別表第 1 (第 2 条の 2 関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務の級</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経営企画監</td> <td>7 級 (副参事及び所長に限る。)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>副参事</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職	職務の級	支給額	[略]			課長	[略]		経営企画監	7 級 (副参事及び所長に限る。)	[略]	副参事	[略]		所長			[略]			別表第 1 (第 2 条の 2 関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務の級</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>室長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副参事</td> <td>7 級</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>所長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職	職務の級	支給額	[略]			課長	[略]		室長			副参事	7 級	[略]	所長			[略]		
職	職務の級	支給額																																									
[略]																																											
課長	[略]																																										
経営企画監	7 級 (副参事及び所長に限る。)	[略]																																									
副参事	[略]																																										
所長																																											
[略]																																											
職	職務の級	支給額																																									
[略]																																											
課長	[略]																																										
室長																																											
副参事	7 級	[略]																																									
所長																																											
[略]																																											

附 則

この企業管理規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

病院局企業管理規程

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和 2 年 3 月 26 日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

宮崎県病院局企業管理規程第 8 号

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程

県立病院料金等規程 (平成 18 年宮崎県病院局企業管理規程第 12 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																				
別表 (第 3 条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区	分	単 位	金 額	備 考	[略]					別表 (第 3 条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区	分	単 位	金 額	備 考	[略]				
区	分	単 位	金 額	備 考																	
[略]																					
区	分	単 位	金 額	備 考																	
[略]																					

2 初診 加算料	[略]	[略]	[略]	2 初診 加算料	[略]	[略]	[略]
	県立延岡病院	[略]			県立延岡病院及 び県立日南病院	[略]	
	県立日南病院	1 件につ き 分娩等 に係る 初診 その他 の初診 (医師 による 場合) その他 の初診 (歯科 医師に よる場 合)	2,315円  2,546円  1,527円				
3 再診 加算料	県立延岡病院	[略]		3 再診 加算料	県立延岡病院及 び県立日南病院	[略]	
	[略]				[略]		

附 則

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

**選挙管理委員会告示**

宮崎県選挙管理委員会告示第9号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第99条第2項に規定する宮崎海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和元年12月5日現在次のとおりである。

令和2年3月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明  
選挙権を有する者の総数の3分の1の数 1,325人

**正 誤**

平成31年4月11日付け県公報（第3088号）中

ページ	行	誤	正
2	37	と畜場法施行規則に基づくと畜場番号の設定	と畜場法施行令第6条の検印に使用すると畜場番号の設定

令和2年3月9日付け県公報（第87号）中

ページ	段	行	誤	正
14	51	左	調査官	調査官、指導官
14	51	右	調査官	調査官、指導官

--	--